

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機 設計及び工事計画(使用済燃料乾式貯蔵施設の設置)【11】」
2. 日時：令和3年5月20日(木) 16時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席)
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官
宮嶋安全審査官

四国電力株式会社：
原子力部 安全対策検討グループリーダー 他7名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵架台のクラス分類について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	ないです。
0:00:04	四国電力の組織が救うより始めたいと思います。
0:00:11	それでは 4 ページ。
0:00:13	説明をお願いします。
0:00:16	はい、四国電力の堀です。よろしくお願ひいたします。本日の資料としましては、一つになりまして、使用済み燃料乾式消防広域の貯蔵場でのプラス分についてという資料になります。お手元の広報資料ありますでしょうか。
0:00:31	はい。
0:00:32	では始めさせていただきますとはじめにということで象限の乾式貯蔵容器乾式キャスクと貯蔵架台についてはですね、乾式キャスクの支持構造物として設計する前乾式キャスクの機器クラス分類に整合した分類としております。
0:00:49	ここで話しキャスクの機器につきましては、実用炉の技術基準の第 2 条の定義によりまして、クラス 1 機器、クラス 2 機器及び原子炉格納容器内の設計基準対象施設のどちらが大きいことから、クラス 3 機器として分類しております。
0:01:07	このため、貯蔵架台につきましてもプラス 3 支持構造物少し分類し設計しております。今回貯蔵場のお母さん執行部阻止して設計することだそう妥当性につきまして、地方ドイ粘土乾式貯蔵施設技術基準に関する規則
0:01:24	と整合の観点についても説明をしたいと考えております。
0:01:29	2 章でございますが、地域の強度設計についてでございます。こちらについて、この事象につきましてはですね、映像以前のヒアリングでも説明させていただきました内容につきまして、少しバックさせていただいている内容でございますので、簡単に説明させていただきます。
0:01:45	(1)PRAサージ構造物に対する評価につきましては、クラス 3C 構造物とキャスク位置指示構造物でどのように協力が違いがあるかというのを表 1 のほうにまとめております。
0:01:58	表 1 をご覧いただきますと、AクラスⅢとプラス 1 で大きく違うのが 1 応力+2 次応力ということがクラス 1 支持構造物には要求されているという点が違っております。時めくっていただきまして、(2)のほうでございます。
0:02:15	先ほどの踏まえまして、また挙動が大応力評価について、
0:02:21	説明して説明いたします。
0:02:24	ところがの設置状況につきましてはですね、別紙に施策をご覧いただきます。ご覧ご覧ください。ちょっとオバラにつきましては、そうですね、20 とかボルトの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	初期締め付け応力等により治療力が作用するため、地下抗力に対しまして応力評価を実施しております。
0:02:41	一方二次応力につきましては、次の観点からですね先行と同様に効力発生しないというふうに考えております。
0:02:50	計画や津波による熱応力につきましては、冷却底部と貯蔵架台暗号化につきまがあるため、熱応力発生しません。
0:02:59	クラリオンと固定装置等の拘束リッターあたりをの線膨張係数が大きくて、それによって固定装置との途中と記載による拘束力は合わされる方向に働きます。
0:03:11	次に貯蔵がないという方の拘束による熱応力についてですが、貯蔵がないというか、高速につきましては、端側ポートコンクリートの線膨張係数今大きな差がなく、ちょっとジュースによってその拘束ば生じないため、来るかもしでけるというふうに考えてございます。
0:03:29	昨日のことを踏まえますとですね表に示して示しますように、今回参考にクラス1支持構造物として評価をしたとしましてもですね、発生応力のほうについては、現在実施しておりますクラス3支持構造物の一次応力と差異が生じないということになっております。
0:03:48	というのに関しましては、1次応力+2次応力につきましては許容値のほうが大きくなりますので、融度大きい観光というふうになっております。以上を踏まえて(3)まとめでございますが、貯蔵場で強度設計についてはですね、+3指示油三洋拠出する。
0:04:07	これは賛成構造物として、今回設計することでも被ばくほど経年性が評価できるため妥当というふうに考えてございます。
0:04:16	次3ページでございます。ここからが今回圧縮御説明する内容になってございまして、使用済み燃料乾式貯蔵施設の技術基準に関する規則との整合について整理をいたしました。
0:04:29	(1)使用済み燃料乾式調節の粒径に関する規則に対する貯蔵架台の設計です。
0:04:38	Asano主要国の環境設置普及に関する規則の要求事項のうちですね、そこが大事に関係します資料構造に対しては大してA社の貯蔵場での設計がですね、その要求事項を満たしていることを示します。
0:04:53	ここで先ほどの基礎の材料、構造に係る要求につきましては第14条が該当します。当該規則及び解釈としての閉鎖貯蔵架台の設計を別紙3のほうに示してございます。別紙もご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:16	別紙 3、こちらの左側の 2 列がですね資料の貯蔵施設の技術基準に関する規則とその解釈を書いております。
0:05:25	かなりの列ですが、こちらがですね、傾斜の影響がないの設計がその要求事項を満足しているかどうかにつきましてはバツで
0:05:36	分けをしておりますので、その丸とかなる理由につきまして一番右側のほうに書いているというものになっております。
0:05:43	またこれ 4 条のところを抜粋してございまして、グレーハッチングをかけているところにつきましてはですね。
0:05:51	そこは第 1 サイト要求ではないというところでグレーハッチングしております。
0:05:58	一番上から簡単にいきますが、多分、14 条の第 1 本、1 項のところ、こちらについて冒頭制限ということで触れてみてございましてその次、
0:06:08	いいんですが、総額を使用される圧力をんつきつ放射性荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学成分を有しているかどうかというのが要求事項でございます。
0:06:20	こちらにつきましては、弊社のですね、荷揚つこうには添付資料 10-3 の強度評価において満足するということを説明しております。ですので要求事項が満足しているという判定にはおります。
0:06:34	次、炉でございまして、こちらにつきましては、三つの容器でございまして監視設備に対する要求ですので、こちらグレーハッチングしております。
0:06:43	次はですねにつきましては、カンダヨード判断及び指示構造物に対する材料であって、当該館及び支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊することを巻き返しがその他の評価方法により確認したものであることという要求事項がございまして、その解釈。
0:07:03	その右の列にございまして、こちらローリーハードも適切な靱性を有するということの確認におきましては板厚の薄い材料は審査会が問題とならないことが行われる様については、機械試験による確認に書いて損保出だし材質により、
0:07:19	確認することができるございまして、弊社、これは満足してるという判定としております。この理由としましては一番右側になりますが、貯蔵架台につきましてはついてるから破壊靱性がある試験を不要というふうにご考えてございませぬ。
0:07:33	まずところ課題はですね発熱量を有します乾式キャスクを申請することからですね。低温での赤字、赤字が問題となるような提案の中で、
0:07:43	またちょうど中は整理されてございまして、熱応力等によります現応力や衝撃荷重が発生しないということからですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	赤い人生が問われております。に置いてアマノにならないということと、提案においてその破壊が生じるというような二次応力衝撃荷重が発生したということなの設置条件においてですね、AC破壊靱性は不要なものというふうに考えておきまして、要求事項を満足しているというふうに判断しております。
0:08:15	次、2項でございます。はい、2項ですね、いう場合の結果がないことを非破壊試験により確認したものであることというふうな要求がございます。
0:08:24	弊社の式構造物
0:08:27	はですねちょっと課題の材料としまして、
0:08:32	鍛造品やボルト、
0:08:34	で構成されております。
0:08:36	はい。
0:08:39	すいません。これ指示構造物はですね言い方鍛造品の方だったなと思いますすいませんちょっと誤記です、申し訳ないです。
0:08:48	で構成されておりますが違うのですね、これは図1の支持構造物におきましても板材や鍛造品については非破壊試験の要求はございませんで、やっぱり試験要求のインストール部につきましてはですね、弊社の調達の中でですね非破壊試験を要求するというふうに考えてございまして、
0:09:08	踏まえまして、この2項に記載しました要求事項を満足して給付に判断しております。
0:09:15	次、2項でございますが、
0:09:18	こちらのほうも配備冒頭線源につきまして次でございます。取り扱い上率につきまして全体的な変形を弾性機能させることと、
0:09:29	というのがございます。こちらですね先ほどのものとも同じですね。設工認のシステム資料10-3におきまして強度評価を実施してございましてそれを弾性範囲に伝えるということを満たしており、おりますので、こちら希望すると、明日、
0:09:45	出元はにつきましては、NIPPO様切り離しキャスクに対する要求でございますので、それとしております。
0:09:52	次にでございます。2分要求及び執行動物につきましては、売り扱い上に貯蔵時においては、疲労破壊が生じないという要求事項がございまして、これに対しては、炉注につきましては、乾式キャスクは整理されておりました取り扱い中もご指摘想定としましても10回と。はい。
0:10:11	いうふうカウントされて、それらにつきまして、いずれの状態でもですね、小さな荷重で貯蔵場での脚部につきまして12は12メガパスカル程度であることからですね、破壊は生じないという気はしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	なお設計建設規格のクラス 1 支持構造物に置かまはすね疲労評価の要求がないというふうになっておりますので、先ほどの発生荷重が小さいという気やっぱ回数も少ないということからですね、疲労破壊が生じないということが満足できる設計であるということとしております。
0:10:48	発議でございますが、取り扱い上呼ぶ及びちょう動的は生じないこと、こちらについてはですね、設工認さんの評価結果からですね、伯太が生じないということを確認しております。具体的には、
0:11:03	10-3-3-9 挙動課題支部の圧縮応力が 12MPaでございますね、こちらに対してですね許容圧縮応力として、155MPa以下ということでは座屈が生じないということ拾ってます。
0:11:19	すいませんここ 155 というふうになんて書かせていただいておりますが、これ今培った能力の値を書いておりますとがっ角としましては、次に人 133MPa起こして 133. 今後いただけたらなというております。
0:11:37	移行以降のですね 3 項につきましてはですね。密封容器に対する要求がずっと続きまして、最後の 2 を
0:11:49	2 項につきましてもこちらをですね。ええと耐圧の要求等でございます、
0:11:54	今回横形については関係のない要求ということで継続しているという状況になっております。これ試算の結果からですね、のロッキード機の技術基準がございませんが使用済みの容積等に対処する。
0:12:13	要求事項に対してですね、その要求は現在の設計で満足できてるかということについてまずできているというふうにしております。また、本文のほうにちょっと戻っていただきまして、
0:12:30	ヨシタケページで(2)のほうです。
0:12:37	これがですね修文内容乾式貯蔵施設の技術基準に関する規則におけるクラス分類ということで勝負になると、貯蔵施設技術基準に関する規則におきましては、クラス分類の要求自体はございません。
0:12:51	乾式キャスクの第 14 兆円層として、同解釈の別記 2 の(1)を適用する場合にはですね、設計建設規格等の +1 容器の規定によることが求められております。
0:13:05	一方の解釈の別記一(2)を適用する場合におきまして、金のキャスクの構造規格の複合機等によることが求められていると。
0:13:15	また読みましては、及び会社に。
0:13:22	状況括弧に書いておりますことで別記一(1)を採用する場合におきましては、緊急クラス分類に応じて貯蔵架台クラス 1 支持構造物として分類するということとは整合のとれた考え方と考えられます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:37	一方、別記のカッコg金属キャスク構造規格を採用する場合におきましては、乾式キャスクのプラス分類がないため、ちょうど型におきましてもマスクングによらず、適切な方法を比較の14条への適合を示すことが妥当というふうを考えております。
0:13:55	弊社の設計におきましては乾式キャスクの設計は金属キャスク構造規格に則って設計するとともに、先ほど1で説明しました通り、設計建設規格のクラス3容器として設計しているため、そのオバラにおきましてはプラス端にコードとして分類して、
0:14:11	構造健全性を評価しております表3人につきましては、そのことだけ簡単にちょっとわかりやすく表としてまとめてございまして、使用済み燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則としまして別記-1と設計建設規格、
0:14:27	評価する場合におきましても8月はクラス1容器、ちょうど型については明確にこのプロセスというのはございませんが、阪神容器との整合間管明るい安全からPro設置構造物と。
0:14:41	別記-2のほうにつきましては、民法容器等もち600お客のときあるということなので、こちらについてはですね、公聴会についてのプラスしてはないものと考えてございまして、その下がですね、気相部側の技術基準に関する規則
0:14:58	ということで弊社の設計でございまして、
0:15:01	まずは、石化炉規則が気づきず個目クラス3容器とプラス、クラス3容器に分類されてクラスタちに構造物としては設計するとか、また26条側の容器で、
0:15:16	乾式キャスクにつきましては金属工業規格にのっとして一歩容器としてAクラス設備分離を実施して評価をしてるという気づかっているということになります。
0:15:29	最後の4ページをご覧ください。まとめですが、以上からですね社長が何を気においては、一つ目の乾式貯蔵施設の技術基準に関する規則の要求をしているとともにですね、そのプラス分類についても後ぐらいのプラスしていかないため、+8構造に分類し、背景する。
0:15:49	使用済み燃料乾式を精度技術的に整合しているというふうを考えてございまして、最後結論ですが、妊産婦・発電用原子炉として減少施設として、原子炉の技術基準に関する規則に従い貯蔵架台をクラス1支持構造物として設計することは、
0:16:08	先ほど設計の観点からやります。なお、さらに使用済み燃料乾式貯蔵施設はございませんか。
0:16:15	エンド貯蔵施設に関する規則の整合の安全を図られており、妥当であるというふうを考えているというのが弊社の見解です以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:31	じゃあ、
0:16:31	ヒアリングだとおっしゃってたように3ポツのところメイン電流がそのヒアリングで御説明いただいて、
0:16:40	すみませんが説明するクラス3、
0:16:44	課題とかおくらせ35° ずつとしても、技術的な内容に沿って説明だと思うんですけど、一応理解は合ってるかっていうのを聞きたいんですけど。
0:16:57	はいちゅうの整理は、
0:17:00	／貯蔵側の技術基準規則の別記2の(2)のほう、
0:17:05	はい。
0:17:08	寄る場合、
0:17:11	いえ、いざ課題について書いてないんですけど。
0:17:16	はい、いいのかいただいている。
0:17:20	はい。
0:17:22	技術基準。
0:17:27	コクヨっていう入るので、
0:17:29	づらく、
0:17:31	容器として、クラス3の支持構造物に当てはめても問題ないんじゃないかって言う整理して、
0:17:43	セイコーの榎並ですけど。別による
0:17:47	東海とか1とか、あと、
0:17:53	ちょっと今、新たに変更認可申請でてるRFSだとかが、
0:17:58	この便器(1)を用いている。
0:18:01	ですよっていう認識ですかね。
0:18:04	発想ですね6期時発電用原子炉の場合でございますと、この使用済み燃料貯蔵施設日付順に関して適応示せないんですけども、おっしゃる通りですね、炉規則側のほうの
0:18:21	17条と2610円の説明に対して、先行の東海等につきましては、17重合まではクラス3としているものの評価としてアマノ金属キャスクで用いるのではなくてくる設計建設規格クラス1に準拠して設計していると。
0:18:38	説明している的にも説明しているところからおっしゃった通り、使用済み燃料貯蔵施設の技術基準の陸と(1)。
0:18:48	近い近いというふうに我々は考えております。
0:18:53	いや、
0:18:54	はい。
0:18:56	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:58	はい。
0:19:00	はい。
0:19:01	はい。
0:19:02	強制力と。
0:19:05	以上の整理、
0:19:07	理解できる。
0:19:10	はい。
0:19:13	結局規制庁使うアベですけど、すみません等で
0:19:19	実用炉側でクラス 3 容器になるということと、それを整理するということで、クラス 3 支持構造物として分類されること自身が先方のも同じ分類になってると思っていて、そこについて、こちらは、
0:19:36	問題意識はないんです。
0:19:39	要はその同じものを同じ形態で保管する。
0:19:45	実用炉と中間貯蔵施設の技術基準。
0:19:50	なお扱いがそれぞれ違うのが、
0:19:53	／おかしいななと思っていて、
0:19:57	ちょっと活動のほうは開削に明確にそのクラス 1 に準拠し、プラス 1 で設計しろと書いてあるので、多分、本来であれば、あのキャスクについては、プラス 1 かもしくは
0:20:13	金属構造規格を
0:20:16	同じような形で立論解釈でいかなきゃいけないんじゃないかとは思っているんですけど、そこは使いを同じにしたいというのが、もともとのコメントの趣旨です。
0:20:31	はい。そう考えますと、先ほど言ったように、
0:20:36	等にであるとか、
0:20:38	地域客
0:20:40	なお、
0:20:41	ではクラス 1E 準じて設計しているということなので、
0:20:47	同じ形で、基本的にはクラス 1、金属キャスクの構造規格でもいいですけど、クラス 1 に準じて、
0:20:55	設計した設計するという御説明いただく必要があるかなと思っています。
0:21:04	貯蔵型についてもってということですか。
0:21:07	はい。
0:21:08	今回 26 と考えても、逆に緩くなるんですよということは、説明を受けて、それ自身は、技術的にも正しいんだと思いますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	この整理を考えた場合、
0:21:23	えっと同じように、
0:21:26	これは設置支持構造物に準じた設計という形で御説明いただかないといけないんじゃないかなと思っているところです。
0:21:37	はい。
0:21:40	御説明したような感じですねプラス案として設計はしていったクラス1としたとしても問題がないというような説明ではなくて、
0:21:52	クラスで1、
0:21:55	そして設計
0:21:56	平成しようというような意図でしょうか。
0:22:02	3でいいけど、あと分類がクラス3支持構造物でいいですけど。
0:22:08	はい。
0:22:09	準じて説明を書かれるかあると思いますけど、先行のものが止まったら日本まではクラス1支持構造物として扱っているの、整合性をとるために、貯蔵架台についても設置する構造物として準備に準じて設計しますというのが説明されていて、
0:22:28	多分ライナ形になるんじゃないかなと思っています。
0:22:32	ということは添付資料自体を今、クラス3の評価を正としてるんですけど、それをクラス1の評価。
0:22:41	生後不明きというわけで、
0:22:49	まず
0:22:52	いや、クラス3が整理表、
0:22:57	クラス3っていう
0:22:59	はい規制庁藤森ですけど、基本だから実用炉の技術基準に照らせば、クラス3が整理であるっていうところではないと思うんですけど。
0:23:13	はい。一方で、安全機能を維持するために、金属キャスク維持規格等も参照して中操の共同構造を強度については、クラス2でも問題ないっていうことを確認したっていうのを、
0:23:30	アベ別途っちゅうかですね、クラス3年生もちろん整備その評価をつけるんだけど、加えて、
0:23:37	安全のために、クラスは準じた評価をやって問題ないということを確認してますっていうストーリーっていうか、はい。
0:23:47	以下で次に盛り込んで別記一さっきの3ページの
0:23:55	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:57	アベ(2)だと、貯蔵は指定なしって書いてありますけども、はい。勤続維持規格ではそうなのかもしれないんですけども、多分こっちを採用するにしても多分準じて、
0:24:13	支持構造物だってクラスはそこだけ切り離してその評価しないっていうのは多分なくて準じて結局評価はするんだと思うんですけどね。
0:24:24	なんか全く評価していくということで、はい。当評価表現が悪かったかもしれないんですけどおっしゃる通りですね、評価しないというわけではなくて、
0:24:35	クラス1だろうがクラス3だろうが、それによらないもうだろうが、評価は必要だと思っております。14条の、先ほど御説明させていただいたものに適合しているということは、1000 する必要があるのかなと。ただ(1)のほうのようですね。
0:24:52	の乾式キャスクがクラス1なので、それに準じて貯蔵架台をクラス1として、準拠して評価するというふうに縛りを設ける必要はないというふうなことが言いたかったということだけです。
0:25:07	認識は同じなんかもしれないですけども、ちょっと誤解を
0:25:13	これだと受けてこれ貯蔵架台は指定してないから評価閉めていって、今はすみません、ゆ着申し上げ、基本はないな。
0:25:23	貯蔵規則のほうは貯蔵施設の技術基準のほうでは、
0:25:29	ちょっとからやっぱり支持構造物であるということは、
0:25:33	それにそれは認識はそれでいいんですよ。はい、大丈夫ですはいはい。
0:25:37	利上げをやっぱり準じて維持規格になくても準じて評価はして確認するっていうことだと思うので、そういう同じように、
0:25:48	の技術基準実用の技術基準に照らせば、クラス3稼いで、その評価が正で、こちらをつけてもらう。
0:25:57	しても加えて、
0:25:59	安全機能維持のためには、一応維持規格
0:26:03	ちょっと課題のところも含めてクラスは準じた評価でも問題ない。
0:26:07	というところの説明をストーリーとしてそういうストーリーとして
0:26:13	申請書にも、
0:26:15	明確にしてもらいたいっていうところですね今のその評価上もつけて今説明してもらって評価上は別にも
0:26:22	今委員ですけど。
0:26:25	そこをちょっとストーリーとしてきちんと明確になるようにして欲しいということですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:29	了解しましたので承知合理化してクラス3の支持構造物で貯蔵架台をかされてるけど、それぞれの目的っていう
0:26:40	プラス暮らせる支持構造物を申請書につければいいつけてっていうふうに、後続じゃなくて、
0:26:47	そうです。今そこを気になって、
0:26:51	はい。
0:26:53	発言と本質的構造物で整理をするんだけど、ちょうど等の整備もあわせてじゃないですけど、クラス1支持構造物としても前てるということに入って今ここでもうすでにここって確か、
0:27:11	はい。今補足に、これ今回説明させていただいたような内容が入っております。はい。それも申請者につける。
0:27:19	コーセーからちょっとどこまで
0:27:22	各かわりですけど、基本申請書で読めるように今のストーリーを作ってもらいたいということですね。
0:27:29	今ちょっとこちらで負荷の相談して考えておりましたのが申請書のほうの強度計算書のほう10-3-3のほうにプラス1として、日鉄塔標高にシステム問題ないというふうなことはしてもらってその詳細は、
0:27:46	補足のほうの中で、当評価していくみたいなのかなというふうにちょっと今は思ってたんですけども。
0:27:55	それでもいいかもしれないですね。
0:27:58	はい。
0:27:59	書きたくないのだから、約束したのか、ここに書きたくやちょっと個人的にはですね、こんなとさっきもありましたけど性はおっしゃっていただいた通りクラスⅢという分類で、それは先行もどうもそうなんだと思ってます。
0:28:17	それに対してプラスの評価をした後にですねまたクラス1の評価をですね、同じエンド資料の中でやってしまうと、何かちょっと
0:28:27	どっちハセガワの話があるかなと思ってまして、おっしゃる通り申請者のほうでもですね、これは図1に準拠して評価して問題ないということはきっちり書かせていただいた上で、その中身については補足で書かせていただくというのが正と副じゃないですし、その住み分けきっちりできるかなというふうに思って今ちょっと提案させていただいたという次第です。
0:28:53	はい。
0:28:55	やっぱり、
0:28:57	はい。
0:29:05	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	結果、
0:29:14	はい。
0:29:19	はい。
0:29:20	はい。
0:29:30	きちっと使うです。それで時構造物だというのはお互い一つ認識だと思っ て、両方の結果を書くと2点ほどが2回出てきて、クラス1支持構造物より詳 しくなってるという、時間のものがあるという。
0:29:47	ことで、両方つくのは確かに。
0:29:50	おかしいかなと思う思っているとは私の個人的な結果になるかもしれませんが ど、先行炉も含めると、クラス1支持構造物に準じて設計するという。
0:30:04	設備計算書をつけていただいていると思っているので、
0:30:09	どちらかというそちらつけたほうがいいんじゃないかなと思っ ていますが、都 度、中でも相談から検討いただいて、どうかという判断していただければと思 います。
0:30:25	はい。
0:30:30	はい。
0:30:33	それから、
0:30:37	はい。
0:30:38	1回
0:30:42	はい、了解です。
0:30:47	はい、というのが1延長後血糖申請書の書き方で、強度計算書のところで、そ の技術基準の適合性でその情報もそれぞれ17条と16条にかけて御説明い ただいているんですが、
0:31:05	はいあんまり工認が説明資料で
0:31:09	何条についての適合性をするという説明はないと思っ てるんですが、それはそ ういう理解でよろしいですかね。
0:31:16	あまり声かけ後です。
0:31:18	えーとですなあ。すいません。ですね、風配稼働以降をそういうふうにしろとい うふうになっておりまして、技術基準も何条についていうふうにかかされているっ てというのが実情です。
0:31:34	おっしゃる通り以前はですね、添付資料が添付資料でですね、結局あの要求 として説明するということであまりその技術基準何条と紐付けを行ってなかつ たんですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:47	そういうことも続きですね、添付資料には、これは何をするというふうには ね、あけという御指示いただきまして、そういうふうにはなっております。はい。
0:32:02	はい。
0:32:04	いろんな社会一つです。そういう意味で
0:32:10	東西南北構造については、基本的には 17 条で、
0:32:14	見なきゃいけない。
0:32:17	かなんと思っていて、それを 26 条で一部意味違う形で見ますというのは、
0:32:24	ちょっと次もよろしくないなと思って。
0:32:27	でいってですね。
0:32:29	普通にそのクラス 3 の評価と、あとそれ以外の
0:32:35	説明書が二本立てでついているということで、
0:32:40	こちらとしても、それぞれ適合性が判断できていると思っていてですね、ここであえて
0:32:47	これは 26 条ですというような御説明はいただかなくてもいいと思っているんですが、
0:32:54	そういう方々ってできますか。
0:32:58	はい。
0:33:03	ちょっと一部危惧しているところがあえてそうした理由はですね。ですけど、17 の方はですね設計と検査肘に対する要求なんです。
0:33:15	上の大口多基本的に設計に関する要求だと思ってまして、ト一セのですね、そ ういうのもgrass3 というふうに書いてて、維持についてクラス 3 でやっていくと いう線源にもなっていると思ってます。
0:33:30	筆頭そこをちょっと曖昧にしまうと、何かプラス何十体ですかね。
0:33:37	先ほど申しましたが、その設備が重要度は何かこれはすぐに鍛造と言われた 時にはですね、これもクラス 3 としか言いようがないということもございまして、
0:33:50	ただ、一方の評価ではですね、金属キャスクの熱応力等のキャスク自体はで すね評価できないということもありまして、潜航苦肉の策たスケジュールと言わ れたキャスクができてないとしたらそういう整理ざるを得ないのかなんと思っ ているんですけど。
0:34:06	そういう観点でいくと、手前みそですが我々の制御棒が
0:34:11	ただし幅なんては個人的にはちょっとと思って。
0:34:15	います。
0:34:24	いや、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:26	はい。
0:34:33	規制庁、川です。それで、そのクラスの分類のクラスが何かってことだけであれば、
0:34:40	クラス3だというのは、宣言していただくのは全然問題ないと思っていて、
0:34:47	それでもその後段の扱いで混乱することがあり得るってことですか。
0:34:54	17条としてですね、そのクラスクラス1に準拠するものどうのこうのっていうのはですね、17条の中で分類も多分できないんです。11にならず、ならないです。
0:35:06	そうかも添付資料自体を17条の説明資料というふうに位置付けてしまうとですね、少しやはりおかしいのかなということですので、金機構評価という設定添付資料10の資料の中でですね、17条への適合として説明するべきものと、
0:35:25	26条もですね、きっちりと材料についての要求がございますので、そこについては、我々は機能強化。
0:35:34	のっとしてやるというふうな整理をしているというところですねそれなんかからだけにしてしまうを少し16条への適合の観点の説明がないのかなと。
0:35:50	自分の固有の寄付します。
0:35:54	時制度を使ってそういう意味で17条だけにしてくださいと言ってるつもりはなくて、共同経済について難聴適合ですという。
0:36:05	説明じゃなくていいんじゃないでしょうかということですよ。
0:36:11	はい。
0:36:13	共同計算についてはもうあんまり10何条適合の説明というか要はいらないということがあるんです。
0:36:20	がごめんなさいちょっと理解が間違ってるかもしたらそちら支柱コメントで付加施設としてはそうです。
0:36:30	これ、
0:36:33	ちょっとそうですねなんかあまり規制当局としてあまりあれは困らないかなんていうかそのほかの表類似じゃないですけど、例えば今まで導いて配管とか打ち出したりしてますけどそれについても、
0:36:52	常温の強度計算の法務局活動というものがあるんですけど、それがかわり変わるかなとはちょっとしてるんですけどそれはあまり
0:37:03	こだわりはないということですかね。
0:37:08	今日の生徒疲れすいませんそちらの1次系配管のことちょっとあまり中身措置していないんです。はい、中身という方のもとと先ほどちょっと言いました

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	通り、添付資料のほうには再処理場用として何をやってご説明しますという宣言みたいなのか。
0:37:24	今全部の資料についているんです。
0:37:27	それが何か強度に対して何かこれは何条への適合かっていうのはちょっとわからなくなるっていうのが、
0:37:34	いいのかなということだけなんです。仮にそうなのであれば最初 27 条及び 26 条って書けばいい。
0:37:42	への適合性を説明すると。
0:37:44	いうふうに御説明いただければいいんじゃないですかね。この部位が後期こちらこの部位がこうということではなくて、
0:37:51	全体の強度の耐力
0:37:54	強度が大体の構造について説明している資料であるという位置付けができないんですか。
0:38:02	いやそれはできるできます。
0:38:06	それにはそうですね多分でもちょっと今分けて運用の 1 から融資者が殺到し、
0:38:22	広田委員。
0:38:26	だから今もう中部資料 10-1 の冒頭の説明書にはですねそういうふうに
0:38:33	書いてはいるんですけど。
0:38:36	この後、
0:38:40	ここいらんと思って。
0:38:42	HOYA基本方針のところ収録に基づく評価対象がここで 17 条に基づくところというふうにちょっと我々としてはわかりやすいかなと思ったので書いたんですけど、こういうところが、
0:38:57	いらないということですかね。
0:39:01	はい。
0:39:05	配置とつかめるやつって。
0:39:08	中核部分の、先ほど見てる。
0:39:11	解釈とかは、実力規則で言うところの
0:39:17	人事課長の解釈。
0:39:20	今なっているので、
0:39:22	金属キャスク構造規格が本来、
0:39:27	エンドースされていれば、
0:39:29	17 条への回答として御説明いただく内容かなと思ってまして、
0:39:36	それで、その特定の条文に
0:39:40	ここですということで結びつけて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:43	このダイレクトにご説明いただく必要がないじゃないかと思えます。
0:39:53	。
0:39:58	はい。
0:39:59	はい。
0:40:09	はい。
0:40:15	中の 17.1 のほうにはピアノ明確に何を用いてやりなされているのがあって、基本的には設計建設規格を用いてやるというのが解釈で排気されてると思ってまして。
0:40:29	26 条は、それがなくて手順や七条のほうでその金属キャスクを適用しようとした時にはですね。
0:40:36	17 条の解釈とちょっとそご大掃除するというのもありまして、
0:40:40	こういうふうに明確に書いているというところがあるんですけど、それを書かないほうがいいという。
0:40:46	ですかね。
0:40:59	なるほど。
0:41:00	何か。
0:41:03	はい。
0:41:04	はい。
0:41:05	はい。
0:41:07	ここ。
0:41:09	何も計算として 17 条でこうしている理由と 26 条に分けて書けた理由って何かもらってましたっけ。
0:41:20	それでちょっと
0:41:29	一等ごめんなさい、今話してる内容、確かに資料として出したことはないんですけども、17 条につきましては、より明確に JSME に基づいて評価するというのが 1 例の解釈の示し方として明確化されていると。
0:41:46	16 条のほうはそこが明確にはなっていないというところで作っての規定になっている観点からですねそこは適切な規格を用いて評価すべきかと考えて 26 条の評価については、人キャスク規格に基づいた評価を実施しているというところになってます。
0:42:05	危惧しているとしては 17 条の先ほど仰っテンプレートみたいにも曖昧にするのに
0:42:12	僕らの中でそこに 16 条の適合ですという整理ができているのであれなんですけど 17 条だけと書いてしまう時生じるところを一番危惧しています。
0:42:22	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:27	先ほど、
0:42:30	鉛直 0 件しますけど。
0:42:40	すみません、26 条への適合金属キャスクを用いてやるっていうのが何かあれなんですかね、明確にフード意識というのがあるんですか。
0:42:50	はい。
0:42:52	かわか材料と構造のほうで評価し 14 町の方で評価しているから、
0:42:59	整理したいというか、
0:43:02	14 条のほうは先ほども説明しましたF延べ履歴の方ですね、1らでやってもいいとなっておりますので、そこは差はないと思っておりますが、
0:43:17	はい。
0:43:20	だから規制庁藤森ですけど、先ほど使うアベから言ってきましたけど、こちらの意図としては、貯蔵規則の解釈のほうでは、材料構造のところ、金属キャスク維持規格なりを
0:43:36	運用資金って、まだそれも踏まえて、実用炉規則上は確かに短くしか解釈上読み込んでないんだけど、
0:43:46	金属所則基礎貯蔵の解釈も踏まえて、14 条。
0:43:54	貯蔵の 14 条。
0:43:57	同規定も踏まえて、実用炉の 17 条でも一応その準じて評価をして、それも属しているっていうのを確認した。
0:44:07	ていうところで一応だから 17 条側でも
0:44:12	正は、クラス 3 の設計なんだけどそこは金属維持規格を満足していると確認したっていうのは 17 条実用の
0:44:21	17 条側でも一応見た。
0:44:25	ていう整理かと思っているのでそこが
0:44:29	26 条だけしか関係ないっていうような記載ぶりはちょっと考えて欲しいというところですね。
0:44:39	はい、わかりました。
0:44:47	条件が違ってても 1029 年度は 26 条なの入れるのはまた違う要件と挿入系の
0:44:59	言葉の通り検討つか 97 条の書き方に置き換える結構違う。
0:45:07	提出。
0:45:09	いや、そこも柔軟に対応した記載になってます。はい、中期、
0:45:18	やりたいと思ってたんです。
0:45:21	こちらに 16 条の整理というふうに
0:45:26	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:29	100 ページあっすいません成長桜井ですけど時押し出さには 1 回この今日やった最初のほうにあった
0:45:41	時構造物とか支持指示構造物の話と、あと 17 条と 26 条の整理するかっていうのをお伝えしていた部分あろう本店結果ええと原子力部さんも知ってるとは思ってたんですけど、半部後半のほうの 2 点目のほうは、
0:45:59	今日はやろうと思っていなかったと思うので、
0:46:02	今、藤森大腸がいった点も踏まえてちょっと整理していただいて、また次回なり、
0:46:10	タバタが示している。
0:46:12	もらっているですとでしょうか。
0:46:14	暴れはいであそこで最後に 1 個確認ですが、今話しているのは貯蔵架台ということよろしいんですね、乾式キャスクもですか、貯蔵架台ですよね。
0:46:26	乾式キャスクの安全部。
0:46:31	まず、全部というか、
0:46:33	どっちも乾式キャスクもあれですか。
0:46:37	金属キャスク構造規格とクラス 1 準拠評価をしろということですかね。はい。
0:46:43	1 個目の話し合っ、あれずらさ支持構造物の整理だけど、一括一時構造物の強化もつけるっていうふうに着地しましたよね。
0:46:54	そうそうそうそうそれで僕は認識しましたねちょっと最後のほうが、
0:46:59	その強度評価自体を
0:47:02	何て言うたらいいでしょうという話を持った人コンパクトっていうのがちょっと気になってですね、違うと思ってるんですが、乾式キャスクの評価は金属キャスク構造規格評価と、クラス 3 の容器の評価っていうのは今お示してまして、それでいいということいいと認識しているところ。
0:47:23	それでよろしいですか。
0:47:26	乾式キャスクは、それプラス、プラス 1 市ヘクラス 1 容器に準拠した評価をしろということでありますもんなんです。はい。あとそれは言っていないです。あとやっぱりっていう確保ガイドでも、
0:47:41	金属キャスクの構造規格は引いていて、
0:47:44	はい、それ自身を使うことについては、解釈等には引用してないですけど、それこそその規格を使うことに対しては、ついては、つまり、
0:47:58	考え方に問題があると思ってません。
0:48:03	はい、わかりました。
0:48:08	一つは、
0:48:12	いやいや、なんでクラスの仕事ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:17	先日、
0:48:18	しぼってないことをね、緊急だけの人から得ていたと思うんですけど、それにつ きまして、
0:48:28	勿体結構水蒸気だけというふうにした後、もう1件お客様をするわけじゃない かというのが、
0:48:37	そうしましたら、後半の2614節に元気
0:48:45	はい。
0:48:47	思います。
0:48:49	結局何やろ。
0:48:52	またここ
0:48:54	これさ、
0:48:55	ここで、
0:49:00	職員ですか。
0:49:02	続きまして、
0:49:05	そうしたら、それを発注する人も大変への影響を開いて、
0:49:11	あちらでも3支持構造物ですよ。
0:49:15	宿題にコメントをやってますよね。宿題というか、
0:49:21	7情報と今26条に書かれてるけど、分けてるけどってところの考え方とか 整理をちょっと示してもらいたいなっていうのがあって、
0:49:34	最初のほうの今提出してもらおうとわかるような資料についてはもうこれで
0:49:39	予定の考えプラス
0:49:43	一一市構造物としてやっても安全率っていうのを見てもらっているので終わっ てるんです。
0:49:55	はい。
0:49:57	さっき、
0:50:08	4.3。
0:50:11	はい。
0:50:12	いいですか。
0:50:14	ですね、ちょっと評価なんかで、とりあえずこうしますっていうのはちょっと整理 していいですか、ちょっとなんかをかけ違ってるかもしれないなどちょっと
0:50:26	はい、理解なんか。
0:50:28	そして、
0:50:32	それから、
0:50:34	わかりましたから、
0:50:36	委員長ですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:40	からありますか。
0:50:43	ですかね。はい、耐震関連研修ということで、
0:50:51	Pressure終わります。
0:50:54	ございました。
0:50:55	得ました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。